

令和2年5月21日

社会福祉法人西予総合福祉会 御中

監査実施概要及び監査結果の説明書

会計監査人

監査法人アシスト

代表社員・公認会計士 菊池 博俊



I. 理事者及び監事と監査人の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにあります。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれます。計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任があります。監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにあります。

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにあります。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断されます。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して監査を実施しております。監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行っております。

II. 監査の概要

① 監査の対象となる会計年度及び監査の対象範囲

(1) 計算関係書類監査

当監査法人は、社会福祉法第 45 条の 28 第 2 項第 1 号及び社会福祉法施行規則第 2 条の 30 第 1 項の規定に基づき、社会福祉法人西予総合福祉会の平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの平成 31 会計年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第 7 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第 2 号イ (1) に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ (1) に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第 29 条第 1 項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号並びに第 7 号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行いました。

(2) 財産目録に対する意見

当監査法人は、社会福祉法第 45 条の 19 第 2 項及び社会福祉法施行規則第 2 条の 22 の規定に基づき、社会福祉法人西予総合福祉会の令和 2 年 3 月 31 日現在の平成 31 会計年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第 7 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する法人単位貸

借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。) について監査を行いました。

② 監査方法の概要

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行いました。監査の基準における当監査法人の責任は、監査報告書の「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されております。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしております。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断しております。

③ 監査チームの体制

監査責任者

公認会計士 菊池博俊

監査補助者

公認会計士 鵜籠貴之

公認会計士 山本志郎

公認会計士 井上泰之

審査担当社員

公認会計士 北田隆

④ 監査時間

業務執行社員 108.0 時間

公認会計士 228.0 時間

審査担当社員 12.0 時間

計 348.0 時間

⑤ コミュニケーションの概要

手続	概要
1. 理事長とのコミュニケーション	令和1年10月23日に下記事項について理事長とのコミュニケーションを図りました。 なお、上記の他、必要に応じて、理事長とのコミュニケーションを図りました。 1. ガバナンス（企業統治）の考え方 (1) 基本理念、基本方針の内容 (2) 各種機関（評議員会、理事会、監事、会計監査人）設計の状況。それぞれの役割に関する確認

(3) 組織構造を含む、法人本部及び個々の施設等の企業統治に関する考え方

(4) 情報開示に関する考え方

2. リスクの把握

(1) 社会福祉法人の目的及び戦略並びにそれらに関連する事業上のリスクの把握

(2) 統制環境に係る社会福祉法人特有のリスク（不正の発生可能性を含む）のリスクの把握

a. 法人本部及び個々の施設等のガバナンスに係るリスク

b. 取引及び勘定残高に関するリスク

c. 財務諸表等の作成に係るリスク

(3) 社会福祉法人のリスク評価プロセスの理解と理事者が識別していないリスクの把握

a. 職員による不祥事の発生リスク

b. 介護事故

c. 保育事故等の発生リスク

3. 誠実性

(1) 役員及び職員の職務に対する誠実性と倫理観及び遵法精神に対する理解とその普及方法

(2) 理事会、評議員会、監事による経営管理者に対する監視機能及び内部統制に対する姿勢

(3) 経営管理組織及び権限と責任の付与

(4) 適切な人材の確保と人事に関する方針及び管理

4. 法人運営方針

(1) 事業運営体制（平成 29 会計年度事業計画を参考にして）

(2) 計算書類等の平成 28 会計年度実績・平成 29 会計年度予算（実績見込を含む）の状況

(3) 新規事業計画及び施設、設備整備計画

(4) 資金調達の方法

5. 法人の課題

(1) 社会福祉法人を取り巻く規制等の外部要因の観点から

(2) 社会福祉法人の事業活動の観点から

	(3) その他、理事長として考えている法人の課題・懸念事項
2. 監事とのコミュニケーション	<p>令和1年10月23日に下記事項について監事とのコミュニケーションを図りました。なお、上記の他、必要に応じて、監事とのコミュニケーションを図りました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会計士監査制度に関連する監査人の責任 2. 監査人が実施する監査の範囲とその実施時期 3. 監査人が実施する監査を通じた重要な発見事項の報告方法 4. 弊法人の監査従事者の独立性 5. その他

Ⅲ. 監査の結果

① 監査意見

無限定適正意見

② 追記情報に関する事項

特筆すべき事項はありません。

③ 会計方針並びに会計処理に関する事項（監査の過程で識別した虚偽表示）

監査の過程で識別した金額的重要性の高い虚偽表示については、適切に修正されていることを確認しました。

なお、監査の過程で識別したその他の虚偽表示等については、別紙①を参照ください。

④ 内部統制に関する事項

(i) 重要な不備

内部統制に関する重要な不備は識別されておりません。

(ii) 所轄庁による指導監査結果に基づく要改善事項の対応状況

別紙②を参照ください。

(iii) その他の改善事項

別紙③を参照ください。

⑤ 重要な不正及び違法行為に関する事項等

重要な不正及び違法行為に関する事項は識別されておりません。

Ⅳ. 品質管理体制

会計監査人である監査法人アシストは「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備しております。

V. その他の報告事項

特筆すべき事項はありません。

以上